

## 第8節 遺産分割の際の付随問題

## 1 付随問題の意味

付随問題とは、遺産分割とは直接には関係しないが、遺産分割の機会に解決をつけてほしいとって、相続人の中から提起される問題をいいます。それには、例えば、次のような問題があります。

①	遺産調査の要求
②	生前贈与調査の要求
③	不動産の修繕など管理費用の負担問題
④	不動産にかかる公租公課の負担問題
⑤	相続開始後の遺産収益問題
⑥	「相続させる」遺言で特定の相続人が取得した財産を遺産分割の対象にすることを要求問題
⑦	葬儀費用や法要の費用の負担者や負担額の決定
⑧	使途不明金の犯人探し

## 2 付随問題の問題点

遺産分割の協議や調停の席で、付随問題が生じ、こじれますと、肝心の遺産分割について協議も調停も成立しない場合が生じますが、遺産分割の協議や調停が成立しなければ、遺産分割は審判の場に移ることになります。

しかし、その遺産分割の審判では、付随問題を解決してもらえないことはありません。具体的相続分の算定にも、遺産分割方法の決定にも、つながる問題ではないからです。

付随問題を持ち出し、そのため遺産分割の協議や調停が成立しない状態になると、遺産分割は審判でなされることになりますが、審判手続では、付随問題は一切取り上げられません。ですから、その場合は、付随問題に時間をかけて話し合うことが全く無駄になってしまいます。

付随問題には、そのような無駄な時間を作るという問題があります。

なお、判例タイムズNo.1137（2004.2.10）に掲載された「遺産分割事件処理の実情と課題」は、東京家庭裁判所の裁判官によって書かれたものですが、調停では、付随問題については、ある程度のところで打ち切るべきものとしております。

**付随問題は、多くの場合、感情から発する問題です。**

実務では、多くの付随問題が話し合われ、5年間も調停に時間をかけたがまとまらず、調停はいったん取り下げられ、その数年後、再度遺産分割の調停を申し立てた際、家庭裁判所に、直接家事審判官が調停を進めることを要請し、受け入れられ、家事審判官が付随問題を取り上げないで1年間で調停を成立させた例もありますが、付随問題は、ときに、遺産分割の成立を阻害又は遅延させる問題にもなっているのです。

### 3 付随問題の内容（例示）

#### ①遺産・②生前贈与財産調査の要求

付随問題のうちの遺産や生前贈与の調査の要求とは、相続人の中から、自らは遺産や生前贈与財産がまだあるということを明らかにできないのに、他の相続人に対し、それらはまだあるはずだから調査をしてくれ、それが全部明らかになるまで遺産分割には応じられないという問題です。

#### ③不動産の修繕など管理費用・④不動産にかかる公租公課の負担問題

これは、遺産分割の対象になった財産の中に不動産がある場合に、起こりやすい問題です。

まだ誰が遺産分割で取得するかが決まっていない段階で、不動産の修繕問題が生じ、遺産分割の話合いを一時棚上げして、修繕費用の負担者や負担割合について話し合うという図です。

法的には、相続人の誰にも遺産の修繕義務はありませんが、不動産が賃貸用の不動産である場合など、現実に必要なが生じ、紛糾することがあるのです。

その不動産につき生ずる、相続開始後の公租公課（固定資産税・都市計画税）の負担についても同じです。

#### ⑤相続開始後の遺産収益問題

相続開始後遺産分割の時までに発生する賃料債権等、遺産収益とか遺産果実とかいわれるものは、下記の判例（前述）で、相続人ごとに相続分に応じて権利行使できますが、これは全相続人の同意があれば、遺産分割の対象にすることもできます。

ただ、この遺産収益問題は、たんに収益だけの問題にとどまらず、収益を生み出す遺産の管理費用、その管理を一部の相続人がしている場合の当該相続人への報酬などをめぐる争いにまで発展して、こじれ、そのため遺産分割が遅れることがあるのです。

最高裁平成17年9月8日判決

遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。

#### ⑥「相続させる」遺言で特定の相続人が取得した財産を遺産分割の対象にするものの要求問題

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、下記の判例もいうように、それと異なる遺産分割の協議も審判もできないのですが、その遺言書に不満を持つ相続人から、ときとして、それを遺産分割の対象にしないと、その遺産以外の遺産について分割協議には応じられないなどという発言がなされ、遺産分割協議が遅れることがあるのです。

最高裁平成3年4月19日判決（抄録）

・・・遺言書において特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、・・・遺言者の意思は、・・・当該遺産を当該相続人をして、他の共同相続人と共にではなくして、単独で相続させようとする趣旨のものと解するのが当然の合理的な意思解釈というべきであり、・・・民法908条にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらには審判もなし得ないのである・・・。

#### ⑦葬儀費用や法事の費用の負担問題

この問題も、遺産分割とは直接関係しませんが、遺産分割の際、よく出てくる問題です。

この問題で、相続人間で合意ができない場合は、訴訟で解決をつけるほかないのですが、遺産分割の中で話し合わせ、相続人間で合意ができないまま、遺産分割を遅らせることもあるのです。

#### ⑧使途不明金の犯人捜しの要求問題

この問題は、相続開始後、被相続人の預金通帳を調べていたら、被相続人の生前多額の預金が引き出されていたことが分かり、当時預金通帳を管理していた相続人に、その責任を追求するという形で、よく生ずる問題です。

これも話合いで解決できない場合は、訴訟で解決を図るほかないのですが、この問題の解決を、遺産分割の前提にする要求が、相続人の中から出てきて、結果的に遺産分割を遅らせる原因になることもあるのです。